

愛南町水産物等販売促進支援業務実施要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、養殖マダイの生産量日本一を誇る愛媛県において、その約3割の供給を担う愛南町の水産業を次世代へつなぐため、持続可能な収益体制の確立と付加価値向上を目指すものである。現在、生産コストの高騰や国内の魚食離れといった構造的課題に直面している。これらを打破すべく、既存の流通網に捉われない「国内新規市場の開拓」とマダイに次ぐ「多角的な他魚種のブランド化」を推進する。

また、需要が伸長する中食・惣菜市場等のニーズを精緻に分析し、マダイの新たな活用形態を提示することで市場性の最大化を図るものとする。あわせて、マサバやブリ、牡蠣といった地域が誇る多様な資源から「次なる柱」を厳選し、生産から流通に至る現場の声を反映した合意形成を図りながら、国内市場に最適化した流通・販促戦略を構築する。

これらを通じて、単なる計画に留まらず、市場の変化に即応し着実な成果へと導く国内外の販売促進実行計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

愛南町水産物等販売促進支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日まで

(4) 予算限度額

3,999,600円(消費税及び地方消費税含む)

3 プロポーザル実施にあたっての基本的事項

(1) プロポーザルの実施に当たっては、府内に設置する「愛南町水産物等販売促進支援業務公募型プロポーザル方式特定会議」(以下「特定会議」という。)を設置し、審査を行う。

(2) プロポーザルの審査は、2段階とする。

ア 一次審査では、参加表明書類を提出した者の中から、書類審査により1～3者程度を選定する。

イ 二次審査では、一次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の企画提案をした者(以下「最優秀事業者」という。)及び次点の者を選定する。

4 特定会議の構成及び審査方法等

特定会議の構成及び審査方法等は、別に定める「愛南町水産物等販売促進支援業務公募型プロポーザル方式特定会議設置要領」による。

5 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て又は民事

再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 法人及びその代表者において、事業所の所在する市町村での市町村税及び消費税並びに地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要領(平成 19 年愛南町告示第 29 号)による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 愛南町暴力団排除条例(平成 23 年愛南町条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。

6 担当所属・書類提出先

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地
愛南町役場水産課海業推進室 海業推進係
電話 0895-72-7312(直通) FAX 0895-72-1214
メールアドレス umigyo@town.ainan.ehime.jp

7 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。

区分	内容	実施期間又は期日
一次審査	実施要領等の配布(公告)	令和 8 年 2 月 3 日(火)
	質問書の提出	令和 8 年 2 月 3 日(火)から 令和 8 年 2 月 6 日(金)まで
	質問書に対する回答	令和 8 年 2 月 10 日(火)
	参加表明書等の提出	令和 8 年 2 月 3 日(火)から 令和 8 年 2 月 16 日(月)まで
	書類審査	令和 8 年 2 月 18 日(水)から 令和 8 年 2 月 20 日(金)まで
	審査結果の通知	令和 8 年 2 月 24 日(火)

区分	内容	実施期間又は期日
二次審査	企画提案書等の提出要請	令和 8 年 2 月 25 日(水)
	企画提案書等の提出	令和 8 年 2 月 25 日(水)から 令和 8 年 3 月 13 日(金)まで
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 3 月 23 日(月)
	特定結果の通知及び公表	令和 8 年 3 月 26 日(木)

8 一次審査の実施

(1) 質問及び回答

本業務に関する質問については、質問書(様式 7)を次の要領で提出すること。なお、質問に対する回答は、令和 8 年 2 月 10 日(火)に町ホームページに公表する。ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ア 質問提出期限

令和8年2月6日(金)午後5時

※質問の内容を確認するため町から問い合わせることがある。

イ 提出方法

6に記載したアドレス宛に電子メールにて提出すること。また、電子メールのタイトルに「愛南町水産物等販売促進支援業務プロポジット質問」の文字を入力すること。

(2) 参加手続き等

本プロポジットに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加表明書等を以下の要領で提出すること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポジットに参加することができない。

ア 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	参加表明書(様式1)	原本1部 (クリップ留め)
	会社概要(様式2)	
	業務実績(様式3)	
	予定配置者調書(様式4)	
	法人登記簿謄本又は住民票	

イ 留意事項

- ・ 様式規格はA4規格・縦のみとし、A3規格の折込は不可とする。
- ・ 文字サイズは10pt以上とすること。
- ・ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

参加表明書	・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
会社概要	・会社名、所在地等必要事項を記載すること。 ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
業務実績	・参加希望者の、過去5年間で実施した業務実績について記載し、その業務の履行が確認できる資料を提出すること。
予定配置者調書	・責任者の業務実績等について、簡潔に記載すること。
法人登記簿謄本 又は住民票	・提出日より3か月以内に発行された法人登記簿謄本又は住民票を提出すること。

(3) 提出場所、方法及び提出期限

提出場所：6に記載した場所

提出方法：郵送又はメール(要事前相談)

提出期限：令和8年2月16日(月)午後5時

(4) 一次審査及び結果通知

一次審査は、別に定める「愛南町水産物等販売促進支援業務評価基準」（以下

「評価基準」という。)に基づく採点により実施する。すべての参加希望者に対して、一次審査の結果（提案要請書又は非選定通知書のいずれか）を令和8年2月24日(火)までに通知する。

(5) その他

参加表明書等の提出に関し、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加表明書等に虚偽の記載があった場合
- イ 本実施要領に示した参加表明書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 参加表明書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

9 二次審査の実施

二次審査は、提案要請書を通知された者を対象に、提出された企画提案書及び提案価格書を確認した上で、プレゼンテーション及びヒアリングにより採点して実施する。

(1) 企画提案書

様式5を表紙とし、原本1部(クリップ留め)、写し8部(左側2か所ホチキス留め)を提出すること。また、以下の留意事項を遵守すること。

- ア 様式規格はA4規格・縦とし、A3規格の折込は可とする。
- イ 文字サイズは10pt以上とすること。
- ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- エ 企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示しないこと。
- オ 目次を付すこと。
- カ 企画提案書の内容は、以下の6つの課題について、仕様書の内容を踏まえ課題順に簡潔に記載すること。

課題1 事業推進の考え方(基本コンセプト)について
課題2 マダイの新規市場創出に向けた提案力
課題3 他魚種(マダイ以外)のブランド化・戦略性
課題4 関係者との合意形成・実行力
課題5 営業ツールの作成について
課題6 事業実施フロー及びスケジュールについて

(2) 提案価格書

様式6を使用し、原本1部、写し8部を提出すること。また、以下の留意事項を遵守すること。

- ア 提案価格書については、業務仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。
- イ 算定内訳は、人件費及びその他経費を単価・数量が分かるように記載すること。

(3) 提出場所、方法及び提出期限

提出場所：6に記載した場所

提出方法：郵送又はメール(要事前相談)

提出期限：令和8年3月13日(金)午後5時必着

(4) プrezentation及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、本プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

ア 日時

令和8年3月23日(月)(※詳細な時間等は、別途通知)

イ 場所

愛南町役場(オンライン可、応相談。※詳細な場所等は、別途通知)

ウ 時間構成

1者30分以内を予定(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内)

エ プrezentation及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順とする。

オ 留意事項

- ・パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は各自で用意すること(事前に連絡をすること。)。
- ・画像の投影を行う場合は、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。
- ・参加者については、管理技術者は必須とし、人数の上限は3名とすること(パソコン操作員含む。)。

(5) 企画提案の審査

審査は、評価基準に基づく採点により実施し、得点が最上位である1者を最優秀事業者とする。なお、最上位である者が2者以上ある時は、特定会議にて協議の上、1者を特定するものとする。

(6) 結果通知

審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。また、結果通知日翌営業日に、次の項目について愛南町ホームページにて公表するとともに、水産課海業推進室において閲覧に供するものとする。

ア 最優秀事業者の名称、総合点及び選定理由

イ 参加者の名称及び総合点

※ 参加者の名称は五十音順で標記し、総合点は点数順で標記する。

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 業務内容の事前打合せ及び契約

必要に応じて、町は最優秀事業者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、その仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最優秀事業者が契約の締結を拒否した場合、9の二次審査における次順位の事業者を最優秀事業者とみなす。

11 その他留意事項

- 1 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- 2 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- 3 提出された企画提案書及び見積書等は、返却しないものとする。

- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 令和8年度予算が成立することを契約締結の条件として準備契約事務を進めるものとする。
- (8) 要項に定めのない事項が生じたときは特定会議と事務局が協議して定めるものとする。

愛南町水産物等販売促進支援業務仕様書

1 業務名

「愛南町水産物等販売促進支援業務」

2 請負期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日(月)まで

3 業務の概要

愛媛県愛南町は、南に太平洋、西に豊後水道を望む豊かな自然環境に恵まれ、マダイやカツオをはじめとする水産業が国内屈指の規模で展開されているが、既存の市場流通に依存した価格の不安定さに加え、昨今の飼料価格高騰や国内消費の減退が、水産経営の持続可能性を脅かす課題となっている。本業務は、養殖マダイの生産量日本一を誇る愛媛県において、その約3割の供給を担う本町の強みを最大限に活用し、構造的な課題を打破するための販売力強化を図ることを目的とする。具体的には、既存の流通網に捉われない首都圏飲食店チェーンや中食・惣菜市場等の新規販路開拓、および将来的な海外輸出を見据えた営業活動を通じ、マダイの市場ポテンシャルを可視化するとともに、マサバやブリ、牡蠣といった多様な水産資源から「次なる柱」となる品目を選定し、最適なプロモーションと流通経路を特定する。その実施にあたっては、生産者や流通業者等の関係者と緊密な合意形成を図ることで、現場が即座に実行可能な実効性の高いロードマップを策定し、本町水産業の持続可能な収益体制の確立と付加価値向上に向けた取り組みを実施する。

4 請負業務の内容

本町が過去に実施した水産物販売促進支援業務等の成果を踏襲し、マダイの日常的な国内新需要を創出する具体策の検証・検討を行うとともに、BAP や MEL といった各種認証を最大限に活用した営業戦略を展開することで、その知見を他魚種へ波及させ、市場優位性の確立と多角的な販路拡大を実現する体制構築を総合的に検討する。

- ① 事業推進の考え方(基本コンセプト)について
- ② マダイの新規市場創出に向けた提案について
- ③ 他魚種の市場優位性及び販路拡大策について
- ④ 営業ツールの作成
- ⑤ 報告書のとりまとめ

5 成果品

(1) 報告書及び調査データ 3部

(2) 報告書及び調査データの電子情報(CDR 又は DVD-R) 1部

*作成にあたっては、図や表などを使用し、読みやすくわかりやすい表現に努めること。

6 納品場所

愛南町役場水産課海業推進室

7 業務の実施

請負業務の実施に当たっては、愛南町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

8 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。

(2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、本町は、係る問題等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

9 成果品の保障

本請負業務に伴うすべての納入物について、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受注者の負担とする。

10 業務の再委託

(1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。

(2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者が責任を持って選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。

(3) 受託者は、前項により再委託を行う場合には、受託者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「11 機密保持」に規定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。

(4) 再委託先は、「11 機密保持」について、受託者と同様の義務を負うものとする。

(5) 受託者が再委託先の事業者に本業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

11 機密保持

(1) 受託者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受託者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」及び愛南町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年愛南町条例第1号)」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

(2) 受託者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務にお

いて受託者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、「愛南町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

12 その他

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によってはならない。

愛南町水産物等販売促進支援業務評価基準

区分	評価項目	評価基準	評価の視点	配点 (満点)
一次審査	業務信頼性	同種業務の実績等から、参加希望者は本業務の実施遂行能力があるか	・過去5年間に元請で本事業と同等の実績があること	30点
	取組体制	配置予定人員等、十分な組織取組体制であるか	・業務を実施するに当たり、本町との打合せ等に的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務の遂行ができる体制が整えられているか ・組織全体で取組む体制が確保できているか	10点
		同種の業務実績のある人員を配置しているか	・本町の産物について、知見を有し調査・分析等の業務実績のある人員を配置しているか ・責任者の立場で従事した同種の業務実績があるか	10点

区分	評価項目	評価基準	評価の視点	配点 (満点)
二次審査	業務信頼性	一次審査の結果	・一次審査の結果×0.4	20点
	取組意欲	業務の趣旨を理解し、積極的に取組む姿勢があるか	・プレゼンテーション及びヒアリングに対する説明力、対応力、取組意欲・姿勢等を総合的に評価する	10点
	企画提案内容	課題1 事業推進の考え方(基本コンセプト)について	・企画コンセプトが明確であり、本趣旨を理解しているか	10点
		課題2 マダイの新規市場創出に向けた提案力	・国内(D2C・中食等)の需要予測や競合分析の手法が具体的かつ客観的か。 ・物流費や加工体制等の障壁を特定し、現実的な解決策を示しているか。	10点
		課題3 他魚種(マダイ以外)のブランド化・戦略性	・マサバ、ブリ、カツオ、牡蠣等の資源特性を理解した上で、市場優位性を築くためのブランディング案や販路拡大策が具体的か。 「次なる柱」を選定する際のKPIや評価指標、客観的な選定プロセスが明確で説得力があるか。	10点
		課題4 関係者との合意形成・実行力	・生産者や流通業者といった現場関係者との協議を円滑に進めるための具体的な手法や体制が示されているか。 ・策定するロードマップが、現場が即座に実行可能な具体性を備えているか。	10点
		課題5 営業ツールの作成について	・フェアや営業に必要なツールとなっているか	10点
		課題6 事業実施フロー及びスケジュールについて	・事業内容が具体的で分かりやすく、実現可能なスケジュールとなっているか	10点
	提案価格	十分な業務実施体制を確立した上での価格となっているか	・事業に必要な経費が効果的な実施に配慮した形で計上されているか	10点